

(1) 制服に関する規定

- ① 下記の制服を着用するものとする。ただし、下線部は本校指定のものとする。
 - ・男子は、ブレザー・スラックス・白ワイシャツ・ネクタイ・紺色または黒色の無地ソックス・黒の革靴
 - ・女子は、ブレザー・ベスト・スカートまたはスラックス・白ブラウス・リボン・紺色または黒色の無地ソックス・黒の革靴 ※なお、スラックスの時はネクタイを着用してもよい。
- ② かばんは、本校指定のものとする。

かばんは次のものとする。

 - ・スクールバッグ
 - ・スクールバッグ+サブバッグ（スクールバッグに入らない場合）
 - ・リュックサック（スクールバッグに入らない場合）

ただし、リュックサックについては、次のように規定する。

大きさ … スクールバッグ（16リットル）を下回らないもの。

色 … 黒・紺・茶・グレーで華美でないもの。

また、かばんを背負うことを禁止する。
- ③ 制服やかばんに手を加え、変型することを禁止する。加工した場合は再購入となる。
- ④ 冬服期間は11月1日から4月30日まで、夏服期間は5月1日から10月31日までとする。
- ⑤ 夏服期間は、ブレザー・ネクタイ・リボンは着用しなくてよい。
- ⑥ 夏服期間にブレザーまたはセーターを着用する場合は、ネクタイ・リボンを着用する。
- ⑦ 夏服期間中は、本校指定のポロシャツを着用することができる。

(2) 服装等に関する細則

- ① 女子のスカート丈は、ひざ下とする。
- ② 男子白ワイシャツおよび女子白ブラウスは、ボタンドウン・丸襟を不可とする。
- ③ 無地ソックスは、くるぶしより上、膝よりも下の長さとする。

※女子は防寒のため、11月～4月の冬服期間に限りタイツを着用することができる(ただし、柄のないもの、肌が透けない黒色)。
- ④ 校舎内においては、指定された学年色の上履きを履く。体育施設内の履物については、体育科の指示に従う。
- ⑤ セーターは学校指定のものとする。
- ⑥ 制服の上に着るコートは、以下の基準に合うものを着用すること。
 - ・Pコート、ダッフルコートまたはダウンコート
 - ・色は無地の紺色または黒色
 - ・コート丈は「ハーフから膝丈」
- ⑦ やむを得ず、この規定および細則に従えない状況が生じた場合には、担任および生活指導部に異装届(所定の様式)を提出し、許可を得る。
- ⑧ 以下のことを禁止する。
 - ・化粧(ファンデーション・チーク・口紅・色つきリップ・マスカラ・アイシャドー・まつ毛エクステ等)
 - ・髪の毛の加工(着色・脱色・パーマ・エクステンション・巻き髪・三つ編み・編み込み等)
 - ・ひげ
 - ・マニキュア・ペディキュア・極端に爪をのばすこと
 - ・アクセサリー(ピアス・イヤリング・ネックレス・指輪・ブレスレット・ミサンガ・カラーコンタクト等)
 - ・登下校時に、制服を私服に着替えること
 - ・ブレザーやベストを着用せずにセーターやコートのみでの登下校